



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
4月18日  
第402号  
火曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

○ 告 示

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例による指定保管業者の指定(琵琶湖保全再生課)..... 1

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課)..... 1

漁船損害等補償法の規定による同意の認定(水産課)..... 2

道路区域の変更(道路保全課)..... 2

道路の供用開始(道路保全課)..... 2

○ 公 告

滋賀県土地利用基本計画変更公告(県民活動生活課)..... 2

令和5年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告(自然環境保全課)..... 3

公共測量終了公告(監理課)..... 6

○ 健康福祉事務所告示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出(東近江)..... 6

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(東近江、湖北)..... 7

○ 正 誤

令和4年3月29日付け第295号滋賀県告示第134号中..... 8

## 告 示

### 滋賀県告示第197号

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例(平成14年滋賀県条例第52号)第15条の2第2項の指定保管業者として、次の者を指定した。

令和5年4月18日

滋賀県知事 三日月 大造

指定保管業者の氏名または名称	住所または主たる事務所の所在地	保管施設の名称	保管施設の所在地	指定保管業者保管施設標章	指定年月日
Excel Group 貿易株式会社	米原市磯1618	Excel Group Racing	米原市磯1618	EX	令和5.4.18

### 滋賀県告示第198号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年4月18日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
--------	---------	--------------------------	------------	---------	-----------	-------

ヘルパース テーション みまもり	守山市吉身一 丁目10-52 2F	株式会社生活見守り センター 代表取締役 三崎洋 一	守山市杉江町 617番地	訪問介護	2570701165	令和5.4.15
------------------------	-------------------------	-------------------------------------	-----------------	------	------------	----------

#### 滋賀県告示第199号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、滋賀県沖島加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和5年4月18日

滋賀県知事 三日月 大造

#### 滋賀県告示第200号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和5年4月18日から令和5年5月2日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月18日

滋賀県知事 三日月 大造

道路 の 種 類	路線名	道路の区域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷地 の 幅員	延長	備 考
国道	422号	大津市南郷六丁目字奈良島 1309番13地先から	変更後	最小 23.5m	21.0m	管理界の変更 に伴う道路区 域の変更
		大津市南郷六丁目字奈良島 1309番5地先まで		最大 33.2m		
		大津市南郷六丁目字奈良島 1309番13地先から	変更前	最小 19.0m	21.0m	
		大津市南郷六丁目字奈良島 1309番5地先まで		最大 25.3m		

#### 滋賀県告示第201号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和5年4月18日から令和5年5月2日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月18日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備 考
国道422号	大津市南郷六丁目字奈良島1309番13地先から 大津市南郷六丁目字奈良島1309番18地先まで	令和5.4.18	L=51.9m

### 公 告

#### 滋賀県土地利用基本計画変更公告

滋賀県土地利用基本計画を次のとおり変更したので、国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第14項において準用する同条第13項の規定に基づき公表する。

なお、変更計画図(変更区域図)は、滋賀県総合企画部県民活動生活課、滋賀県総務部総務事務・厚生課南部総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課甲賀総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課東近江総務経理係、滋賀県総務部総務事務・厚生課湖北総務経理係および滋賀県総務部総務事務・厚生課高島総務経理係に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和5年4月18日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県土地利用基本計画を変更する区域 森林地域のうち大津市、甲賀市、湖南市、東近江市の一部

令和5年度狩猟免許に係る試験および更新実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第41条の規定に基づく令和5年度狩猟免許試験および法第51条の規定に基づく令和5年度狩猟免許の更新を次のとおり行う。

令和5年4月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 狩猟免許試験

(1) 受験資格 次のいずれにも該当すること。

- ア 県内に住所を有する者
イ 法第40条各号の規定に該当しない者であること。

(2) 試験科目

- ア 第1次試験 知識試験および適性試験
イ 第2次試験 技能試験

(3) 試験の内容

- ア 知識試験 択一式筆記試験により、鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、猟具、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識について行う。
イ 適性試験 視力、聴力および運動能力について、次に掲げる合格基準に示す能力を備えているかどうかについて試験を行う。

Table with 2 columns: 科目 (Subject) and 合格基準 (Qualification Standards). Rows include 視力 (Vision) with two sub-rows for different license types, 聴力 (Hearing), and 運動能力 (Physical Ability).

ウ 技能試験 免許の種類に応じて次に掲げる課題について試験を行う。

Table with 2 columns: 狩猟免許の種類 (Type of Hunting License) and 課題 (Task). Rows include 網猟免許 (Net Hunting License), わな猟免許 (Trap Hunting License), and a general entry for 模造銃 (Imitation Gun).

第1種銃猟 免 許	結合の操作を行うこと。 2 模造銃に模造弾を装填し、射撃姿勢をとった後模造弾の脱包を行うこと。 3 2人以上で行動する場合における銃器の保持および携行ならびにその受渡しを模造銃を用いて行うこと。 4 休憩の際に必要な銃器の操作を模造銃を用いて行うこと。 5 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 6 距離の目測を行うこと。 7 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。
第2種銃猟 免 許	1 空気銃を模した物について圧縮操作をし、弾丸を用いないで装填の操作を行った後射撃姿勢をとること。 2 距離の目測を行うこと。 3 鳥獣の図画、写真またははく製を見てその鳥獣の判別を瞬時に行うこと。

(4) 免許試験の一部免除

ア 既に狩猟免許を受けている者で、当該狩猟免許の有効期間内に、当該狩猟免許の種類以外の種類の狩猟免許について狩猟免許試験を受けようとするものは、知識試験のうち鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令、鳥獣ならびに鳥獣の保護管理に関する知識試験を免除する。

イ 同一の回の狩猟免許試験において2以上の種類の狩猟免許を受けようとする者が、合格基準の高い狩猟免許の適性試験に合格した場合には、いずれの適性試験にも合格したものとみなす。

(5) 試験の日時および場所 本年度の免許試験は、次のとおり3回実施する。

	試 験 科 目	日 時	場 所	定員		
第1回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和5年6月4日(日) 10時から12時まで	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	70人		
	第2次試験 (技能試験)	令和5年6月4日(日) 13時から16時30分まで				
第2回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和5年8月27日(日) 10時から12時まで		東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	70人	
	第2次試験 (技能試験)	令和5年8月27日(日) 13時から16時30分まで				
第3回	第1次試験 (知識試験および適性試験)	令和5年11月17日(金) 10時から12時まで			東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	70人
	第2次試験 (技能試験)	令和5年11月17日(金) 13時から16時30分まで				

(6) 合格発表 第1次試験の合格者の発表は、第2次試験の開始前に受験番号を掲示することにより行う。第2次試験の合格者の発表は、第1回免許試験については7月上旬に、第2回免許試験については10月上旬に、第3回免許試験については12月下旬に、第2次試験受験者全員に通知して行う。

2 狩猟免許の更新

(1) 更新を受ける資格 次のいずれにも該当する者であること。

ア 県内に住所を有する者

イ 現在受けている狩猟免許の有効期間が令和5年9月14日に満了する者または有効期間が異なる複数の狩猟免許を持ち、一方の狩猟免許の有効期間が令和5年9月14日に満了する者

(2) 内容

	講 習	適 性 検 査
内 容	1 鳥獣の保護および管理ならびに狩猟の適正化に関する法令 2 鳥獣の判定および保護管理 3 猟具の取扱い	1 視力 2 聴力 3 運動能力

(3) 更新講習および適性検査の日時および場所

	日 時	場 所	定員

第1回	令和5年6月16日(金) 10時30分から12時まで	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	40人
第2回	令和5年6月16日(金) 14時から15時30分まで	東近江市あかね文化ホール 東近江市市子川原町461-1	40人
第3回	令和5年6月29日(木) 10時30分から12時まで	長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36	60人
第4回	令和5年6月29日(木) 14時から15時30分まで	長浜市民交流センター 長浜市地福寺町4-36	60人
第5回	令和5年7月6日(木) 13時30分から15時まで	滋賀県庁東館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号	80人
第6回	令和5年7月27日(木) 10時30分から12時まで	高島市観光物産プラザ 高島市新旭町旭一丁目10番地1	25人
第7回	令和5年7月27日(木) 14時から15時30分まで	高島市観光物産プラザ 高島市新旭町旭一丁目10番地1	25人
第8回	令和5年8月4日(金) 10時30分から12時まで	愛荘町立福祉センター ラポール秦荘いきいきセンター 愛知郡愛荘町安孫子1216-1	30人
第9回	令和5年8月4日(金) 14時から15時30分まで	愛荘町立福祉センター ラポール秦荘いきいきセンター 愛知郡愛荘町安孫子1216-1	30人
第10回	令和5年8月7日(月) 10時30分から12時まで	甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」 甲賀市水口町水口6009番地1	40人
第11回	令和5年8月7日(月) 14時から15時30分まで	甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」 甲賀市水口町水口6009番地1	40人
第12回	令和5年9月2日(土) 13時30分から15時まで	滋賀県庁東館7階大会議室 大津市京町四丁目1番1号	80人

注 災害その他環境省令で定めるやむを得ない理由のため、上記のいずれの日にも更新を受けることができない者は、4の問合せ先に申し出ること。

3 申請の手続

(1) 申請方法 所定の狩猟免許申請書または狩猟免許更新申請書1通に必要事項を記入し、写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名および撮影年月日を記載したもの)1枚および狩猟免許手数料または狩猟免許更新手数料に係る滋賀県収入証紙を貼付し、原則として申請者の住所地を所管する森林整備事務所に提出すること。

(2) 添付すべき書類

ア 銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあつては、当該許可証の写し

イ 法第40条第2号から第4号までに該当しない旨の医師の診断書1通(申請前3か月以内に発行されたもの。銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者を除く。)

(3) 受付期間

狩猟免許試験	第1回	令和5年4月18日(火)から同年5月2日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
	第2回	令和5年7月4日(火)から同月14日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
	第3回	令和5年10月2日(月)から同月13日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで
	第1回	
	第2回	

狩猟免許更新講習および適性検査	第3回	令和5年5月22日(月)から同年6月2日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
	第4回	
	第5回	
	第6回	令和5年6月19日(月)から同月30日(金)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで
	第7回	
	第8回	
	第9回	
	第10回	
	第11回	
	第12回	令和5年7月28日(金)から同年8月9日(水)まで(土曜日および日曜日を除く。)の9時から17時まで

注 定員に達した場合は、受付期間中であっても、受付を打ち切ることがある。

(4) 狩猟免許手数料および狩猟免許更新手数料

ア イおよびウを除く新規受験者 5,200円

イ 法第49条第1号に掲げる者(現在受けている狩猟免許と異なる種の狩猟免許を受けようとする者) 3,900円

ウ 法第51条第1項に規定する者(狩猟免許の更新を受けようとする者) 2,900円

(5) 狩猟免許の返納 狩猟免許の有効期間が令和5年9月14日に満了する狩猟免許について、次のいずれかにより返納すること。

ア 狩猟免許更新申請書に添付し、返納する。

イ 狩猟免許更新講習の会場に持参し、返納する。

ウ 失効後、速やかに、4の森林整備事務所に返納する。

4 狩猟免許試験、狩猟免許更新講習および適性検査に関する問合せ先

機 関 名 (かつこ内は所管地域)	電 話 番 号
滋賀県西部・南部森林整備事務所(大津市、草津市、守山市、栗東市、野洲市)	077-527-0655
滋賀県西部・南部森林整備事務所高島支所(高島市)	0740-22-6033
滋賀県甲賀森林整備事務所(甲賀市、湖南市)	0748-63-6116
滋賀県中部森林整備事務所(彦根市、近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町)	0748-22-7718
滋賀県湖北森林整備事務所(長浜市、米原市)	0749-65-6616

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関である東近江市長 小椋 正清から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和5年4月18日

滋賀県知事 三日月 大造

1 作業の種類 公共測量(デジタル撮影、同時調整、写真地図作成)

2 作業の地域 東近江市全域、近江八幡市全域、蒲生郡日野町全域、蒲生郡竜王町全域、愛知郡愛荘町全域

3 作業の終了日 令和5年3月28日

健康福祉事務所告示

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第3号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年4月18日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小林 靖 英

	申請者の名称および			
--	-----------	--	--	--

事業所の名称	事業所の所在地	び代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
ヘルパーステーションつつじ	東近江市小脇町755	アイシステム株式会社 代表取締役 岩本米松	東近江市小脇町755	訪問介護	2570500823	令和5.4.1

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、土器町土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年4月18日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 今井清之

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	田原 僖多雄	東近江市土器町775番地
〃	上野 昭一	同 所758番地
〃	田原 源之	同 所749番地
〃	田原 元治	同 所781番地
〃	田原 久和	同 所745番地
〃	田原 正啓	同 所69番地
〃	田原 厚	同 所65番地
監 事	倉垣 俊一	同 所746番地
〃	上野 和宏	同 所759番地

2 就任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	田原 源之	東近江市土器町749番地
〃	岩倉 充孝	同 所777番地
〃	上野 泰輔	同 所764番地
〃	倉垣 俊一	同 所746番地
〃	上野 昭一	同 所758番地
監 事	田原 厚	同 所65番地
〃	今西 茂喜	同 所171番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、塩津娑婆内湖干拓土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年4月18日

滋賀県湖北農業農村振興事務所長 國友芳蔵

1 退任

理事および監事の別	氏名	住 所
理 事	浅井 弥一郎	長浜市西浅井町塩津浜1066番地
〃	橋爪 貴志	同 所1015番地
〃	橋爪 武司	同 所1013番地
〃	佃 宗治	同 所1054番地
〃	山路 登美雄	同 所1087番地
〃	辻 義幸	長浜市西浅井町塩津中9番地
〃	平井 真	同 市西浅井町横波446番地

監事	松井茂樹	同 市西浅井町塩津浜545番地
〃	阿辻伸藏	同 市西浅井町岩熊326番地

## 2 就任

理事および監事の別	氏名	住所
理事	赤井悟	長浜市西浅井町塩津浜193番地
〃	浅井弥一郎	同 所1066番地
〃	橋爪貴志	同 所1015番地
〃	松井茂樹	同 所545番地
〃	林清次	同 所909番地
〃	沢尾隆弘	長浜市西浅井町岩熊848番地1
〃	赤沢博之	同 市西浅井町祝山260番地
監事	辻義幸	同 市西浅井町塩津中9番地
〃	熊谷敏雄	同 市西浅井町塩津浜1078番地

## 正 誤

令和4年3月29日付け第295号滋賀県告示第134号中

ページ	行	誤	正
4	6	11.0m	12.2m
	12	11.0m	12.2m